

⚠️ ご注意いただきたいこと

■引受条件に関する事項

- 共済期間**
1年となります。なお、原則、すべての契約で自動継続*となります。
*ご契約者から非継続のお申し出があった場合や、継続することが適当でない場合が認められた場合を除きます。
- 被共済者の範囲**
この共済の被共済者は次の方となります。
①記名被共済者
②記名被共済者の使用人、従業員、手伝い人等の記名被共済者の農業に従事する者
③①または②に該当する者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって未成年者または責任無能力者を監督する者。ただし、未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。
(注)生産物回収費用保障条項(生産物条項、残留農業条項)の被共済者の範囲については、①、②に限ります。
- 記名被共済者の引受の範囲**
農地を所有し、もしくは管理している個人または団体(以下の①~⑧)に限ります。
<団体の範囲>
① 農事組合法人 ② 農地所有適格法人 ③ 認定農業者(法人)
④ 特定農業法人 ⑤ JA組合員(法人) ⑥ 集落営農組織(法人)
⑦ 特定農業団体 ⑧ 集落営農組織(非法人)*
*⑧集落営農組織(非法人)とは、特定農業団体に準じた次の要件を満たす非法人の集落営農組織が該当します。
ア. 代表者等を定めた定款または規約を有していること
イ. 一元的な経理を行っていること
ウ. 農業経営を営む法人になる計画を有していること

■共済金をお支払いできない主な場合

- 次の損害などに対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由などの詳細は「農業者賠償責任共済約款」の「共済金を支払わない場合」の項目などに記載しておりますので、ご確認ください。
- 施設賠償責任条項**
・自動車*1または航空機*2の所有、使用または管理によって生じた損害
*1 農耕作業用小型特殊自動車や搭乗装置のない自動車を除きます。
*2 無人ヘリコプターを含み、無人ヘリコプター以外の無人航空機を除きます。
・農耕作業用小型特殊自動車の公道等の走行中、農業を行う通常の

過程を逸脱している間または農業以外の目的で使用されている間に生じた損害

- 生産物賠償責任条項**
・被共済者による汚染された生乳の出荷によって他の生乳を汚損したことによって生じた損害
・農業を使用して生産された生産物等の長期間にわたる継続的な損取によって生じた損害
・農薬が土壌中または水中に長期間にわたり継続的に残留し、その土壌中または水中で生産された生産物等によって生じた損害
・生産物等自体に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 保管物賠償責任条項**
・農業に関して管理または使用する他人の財物が不動産、搭乗装置のある自動車、搭乗装置のある農耕作業用小型特殊自動車である場合
・記名被共済者の使用人または従業員が所有し、または私用する財物の事故によって生じた損害
・自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他類似の事由によって生じた損害
・ねずみ食い、虫食いその他類似の事由によって生じた損害
- 生産物回収費用保障条項**
(残留農業条項固有)
・検査機関が行う検査によって基準値を超える農薬の残留が発見された生産物が出荷された日より前に出荷した生産物によって生じた損害
・回収命令が出された日の翌日以降に出荷した生産物によって生じた損害

■自動継続の取扱い

- 継続意思確認日**(継続日の属する月の前月10日)までに、ご契約者からご契約を継続されない旨のお申し出がない限り、ご契約は継続前のご契約と同一の内容で、継続日の共済約款および共済掛金率を適用し、自動的に継続されます。
- 組合は、継続意思確認日の10日前までに、ご契約の継続に関するご連絡**(継続後のご契約の契約内容・共済掛金など)を書面にてご契約者の住所に送付しますので、内容をよくご確認のうえ、ご契約の継続についてご検討ください。
- 自動継続時の共済掛金の払込経路は口座振替扱いに限ります。**

■示談交渉サービスはありません

この共済には、組合が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被共済者ご自身が、組合からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!



<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

シアワセイチバン コンサルタント

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

*医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

- ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
- 共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。**

無料

利用時間
24時間・365日

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号：☎0120-536-093

受付時間：9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



農業者賠償責任共済

農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

安心の根を、
どこまでも広げよう。



農業者賠償責任共済『ファーマスト』3つのポイント



ポイント 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。

ポイント 2 農地面積と支払限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。

ポイント 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

1 施設賠償

農地や農業施設の不備による賠償責任を保障。

- 観光農園ではしごの不備がありお客様がケガをした
- 直売所で害獣駆除犬が暴れお客様の車にキズをつけた
- 誤って排水路を埋めつぶして他の農業者の作物が収穫不能になった

農作業上の過失による賠償責任を保障。

- 草刈り作業中に草刈機で小石がはねて他人の車にキズをつけた
- 散布した農薬が飛散して他の農業者の作物が出荷不能になった
- ほ場内で小型トラクターの操作を誤り隣家の塀に衝突して破損させた

2 生産物賠償

生産物によって生じた賠償責任を保障。

- 直売所や観光農園で販売したジャムが原因でお客様が食中毒を起こした
- 直売所で販売した加工品に異物が混入していたためお客様が口の中にケガをした

3 保管物賠償

他人から預かった物に対する賠償責任を保障。

- 他人から預かったアルミ棚板を何者かに盗難された
- 預かっていた手押し式の耕運機を納屋で保管時に火災で焼失した
- 農作業中に操作方法を誤って他人から借用した草刈機を損壊させた

4 生産物回収費用

生産物賠償等に伴いかかった回収費用を保障。

- 加工・販売したジャムに金属片が混入したことによりお客様がケガをしたため同日の製造分を回収した
- 出荷した農作物から基準値を超える農薬の残留が発見されたため同時期の出荷品を回収した

支払限度額^{*1}を3つのコースから選べます。

■ご契約を締結できる範囲

保障項目	支払限度額		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
施設賠償責任条項 + 生産物賠償責任条項 ^{*2}	3,000万円	5,000万円	1億円
保管物賠償責任条項	300万円	500万円	1,000万円
生産物回収費用保障条項 (生産物条項、残留農薬条項)	300万円 ^{*3}	300万円 ^{*3}	300万円 ^{*3}

■共済掛金例(共済期間1年)

農地面積 ^{*4} 区分	支払限度額		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
0.5ha未満	5,760円	6,500円	8,050円
0.5ha以上 1ha未満	6,950円	7,850円	9,720円
1ha以上 2ha未満	8,390円	9,470円	11,730円
2ha以上 4ha未満	10,120円	11,430円	14,150円
4ha以上 20ha未満	18,610円	21,010円	26,010円
20ha以上 50ha未満	48,280円	54,520円	67,490円
50ha以上 100ha未満	75,210円	84,920円	105,130円

(2023年4月現在)

注意事項

【共済掛金の払込方法・払込経路】
共済掛金は、全額を一時払いにてお申込みください。また、共済掛金の払込経路は、口座振替扱い、持参扱いからお選びいただけます。
(注)自動継続時の共済掛金の払込経路は口座振替扱いに限ります。

【満期共済金・割りもどし金】
この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

【解約と解約時の払いもどし金】
ご契約を解約される場合は、組合までお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の共済期間のうちまだ到来していない期間に対応する共済掛金を払いもどし金としてお支払いする場合があります。詳細は組合までお問い合わせください。

^{*1} 共済期間中の事故について支払う共済金の額の合計は、支払限度額を限度とします。^{*2} 共済期間中の事故について支払う施設賠償責任条項と生産物賠償責任条項の共済金の額の合計額となります。^{*3} 300万円のうち、広告宣伝活動等費用は75万円までとなります。

^{*4} 農業を目的として所有または管理する「田、畑(樹園地を含む)、採草放牧地、ため池、雑種地等、宅地、畜舎、温室その他農産物を生産するための施設が所在する土地」の面積の合計をいいます。